

(案)

加須市地域防災計画

第1編 総論

令和 年 月

加須市

目次

章	計画	節	対 策	頁
総論				
	第 1 節		計画の目的等	1
	第 2 節		本市の概要と予想される災害	6

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

本計画は、加須市域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策、災害復旧への対応について定めるとともに、本市及び埼玉県、関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市民との役割分担を基に、災害に強い防災のまちづくりに努め、本市の地域及び施設並びに市民に係わる災害に備え、災害予防、応急対策と復旧・復興に至る一連の防災活動を実施することにより、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とする。

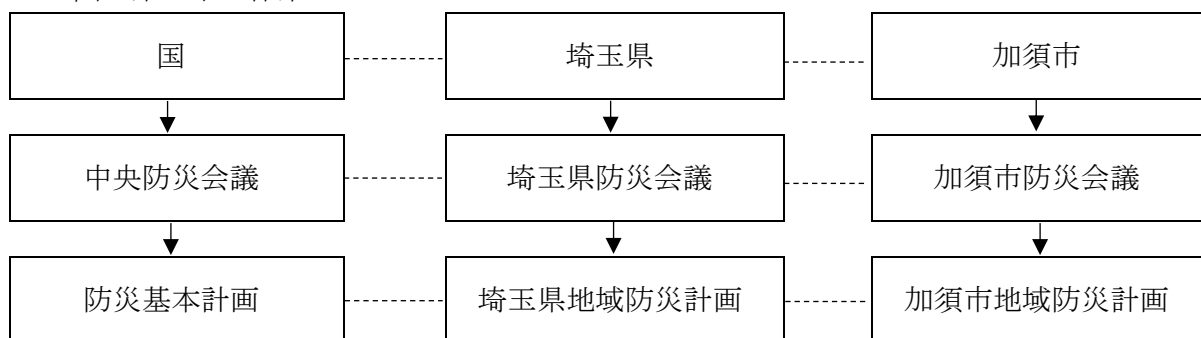
なお、この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、加須市域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策、災害復旧への対応について、加須市防災会議が策定する計画であるとともに、第2次加須市総合振興計画に基づくまちづくりの基本理念の一つである「安心安全で誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり」を実現するために策定する。

第2 他計画等の関係

1 国・県の地域防災計画

災害対策基本法に基づき定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。

■国・県・市の体系



2 災害救助法との関係

本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき知事が実施する救助のうち、同法第13条の規定に基づき知事から市長に委任された場合又は同法が適用される前、若しくは適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

3 総合振興計画及び国土強靱化地域計画等との関係

本計画は、加須市総合振興計画及び加須市国土強靱化地域計画を指針とし作成する。また、市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図るものとする。

(1) 第2次加須市総合振興計画

「第2次加須市総合振興計画」は、将来都市像である『絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須』を実現していくために、5つの「まちづくりの基本目標」のうち「安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり」を推進するため、水害対策の強化、震災等対策の強化、消防力の強化の施策を掲げ、公助はもとより、これまで以上に自助・共助による市民の防災意識の高揚と併せて、行政と市民が一体となった防災力の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりを目指す。

「加須市総合振興計画」の基本目標である「安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり」を推進するため、「加須市地域防災計画」において、具体的な対策を講じる。

(2) 加須市国土強靱化地域計画

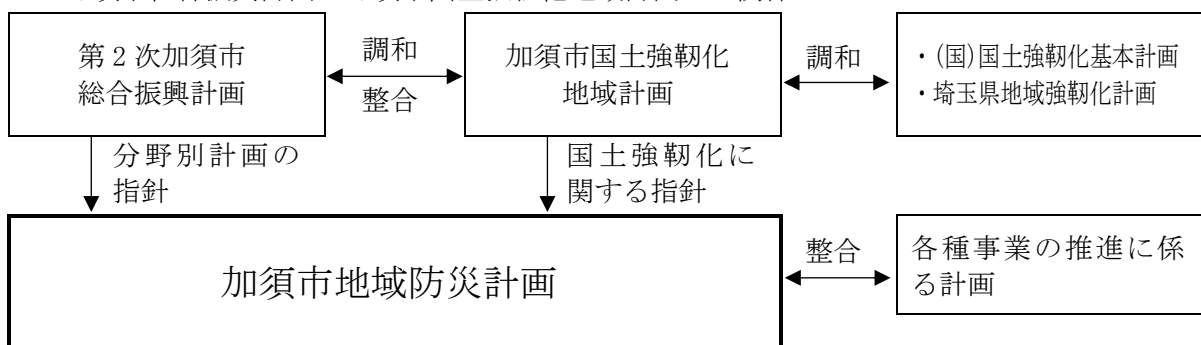
国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「加須市国土強靱化地域計画」（令和3年3月策定）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る他の市計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、加須市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ア 市民の人命保護が最大限図られること
- イ 都市活動を支えるインフラなど重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ウ 市民の財産及び市民生活を支える公共施設に係る被害の最小化が図られること
- エ 迅速な復旧復興が図られること

を踏まえ、加須市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

■加須市総合振興計画と加須市国土強靱化地域計画との関係



4 SDGsとの関係

2015年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指すための国連目標である「持続可能な開発目標(SDGs)のうち、特に「ゴール11 住み続けられるまちづくりを(包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する)」では、「ターゲット11.5」として「2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にいる人々の保護に焦点をあてながら、災害による死者や被害者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。」こととしている。

加須市地域防災計画は、安心安全でいきいきと暮らせるまちづくりの実現のための計画として、SDGsの理念の実現に貢献する。

■ 関連するSDGs

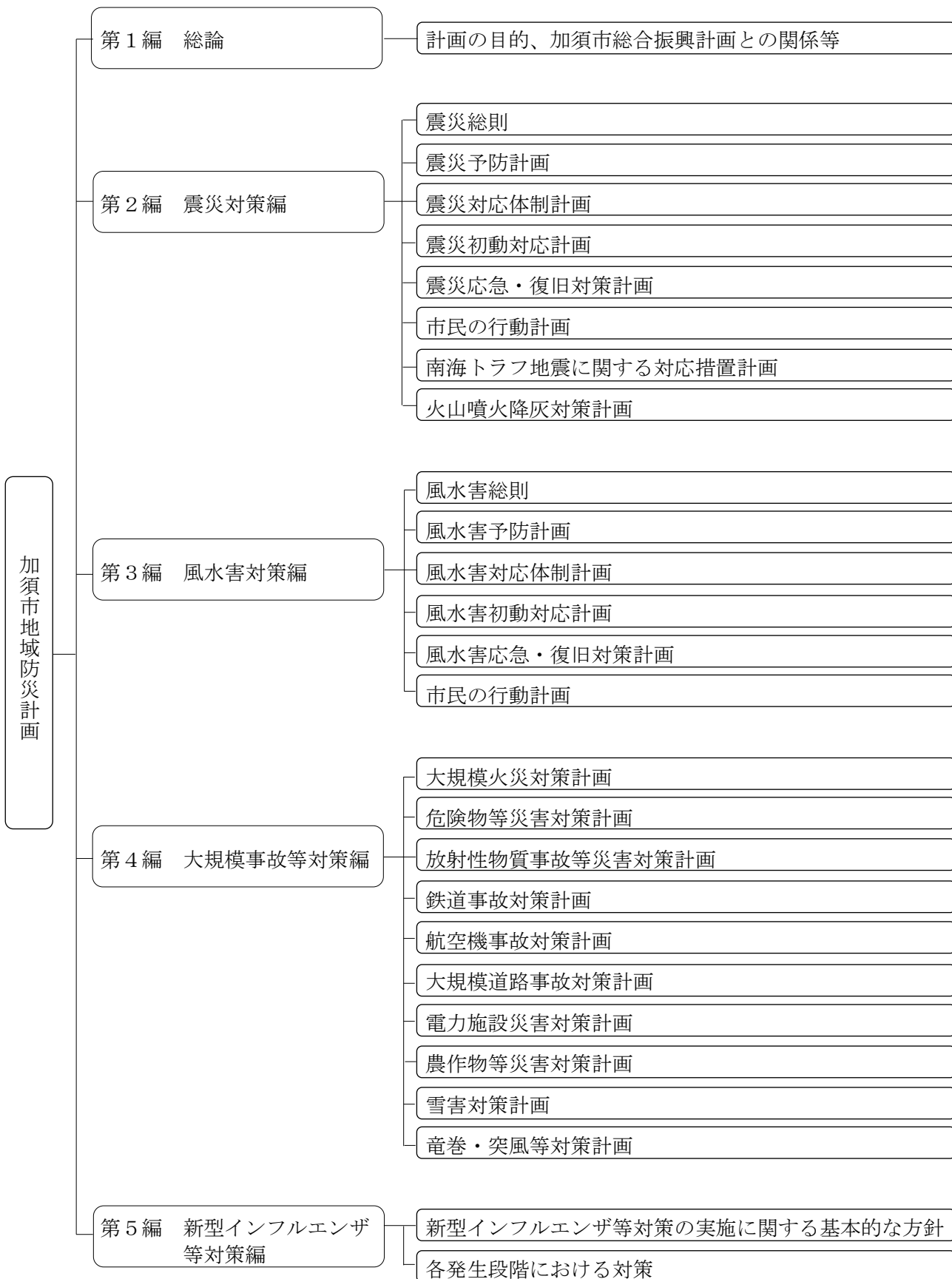


第3 計画の構成と内容

加須市地域防災計画は、『第1編 総論』、『第2編 震災対策編』、『第3編 風水害対策編』、『第4編 大規模事故等対策編』、『第5編 新型インフルエンザ等対策編』の5編構成とする。

- (1) 『第1編 総論』は、計画の目的、加須市総合振興計画との関係、加須市の概況等を取りまとめる。
- (2) 『第2編 震災対策編』は、地震災害を対象とし、震災総則、震災予防計画、震災対応体制計画、震災初動対応計画、震災応急・復旧対策計画、市民の行動計画、南海トラフ地震に関する対応措置計画、火山噴火降灰対策計画について取りまとめる。
- (3) 『第3編 風水害対策編』は、風水害に対する基本的な対応と利根川、渡良瀬川、荒川の氾濫を想定した大規模風水害を対象とし、風水害総則、風水害予防計画、風水害対応体制計画、風水害初動対応計画、風水害応急・復旧対策計画、市民の行動計画を取りまとめる。
- (4) 『第4編 大規模事故等対策編』は、大規模事故等の対応策として、大規模火災対策計画、危険物等災害対策計画、放射性物質事故等災害対策計画、鉄道事故対策計画、航空機事故対策計画、大規模道路事故対策計画、電力施設災害対策計画、農作物等災害対策計画、雪害対策計画、竜巻・突風等対策計画を取りまとめる。
- (5) 『第5編 新型インフルエンザ等対策編』は、新型インフルエンザや全国的にまん延のおそれのある新感染症の対応策として、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、各発生段階における対策を取りまとめる。

■加須市地域防災計画の体系



第4 防災会議

市防災会議の組織及び運営については、関係法令、加須市防災会議条例の定めるところによる。その任務については、次のとおりである。

- (1) 加須市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第5 地域防災計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定により、必要があると認めるときは、速やかに修正する。

第6 地域防災計画の周知徹底

各関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、広く市民に対し周知徹底を図るとともに、常に防災に関する調査研究や教育訓練を実施して、本計画の習熟と地域防災に寄与することに努める。

第2節 本市の概要及び予想される災害

第1 本市の概要

1 位置・地勢

本市は、埼玉県の東北部、関東平野のほぼ中央部を流れる利根川中流域にあり、古き良き歴史を残した都市機能が集積する市街地と、その周辺に広がる水と緑の豊かな農村地域が調和する田園都市である。

利根川の堆積で形成され、海拔（平成30年度水準測量成果表）は最高15.672m、最低9.666m、高低差6mほどの平坦地で、東西と南北それぞれ約16kmの広がりを持ち、面積133.30km²、都心からおおむね50km圏内にあり、茨城県、栃木県及び群馬県に接し、関東のどまんなか位置している。

気候は太平洋側気候に属しており、平成30年の年間平均気温は約16℃、年間平均降水量は約1,000mmである。また、快晴の日数が多いことが大きな特徴で、平成21年から平成30年までの10年間の快晴日数を平均すると年間56.7日（熊谷气象台）で日本一多く観測されている。夏は、日中かなりの高温になり、雷雨が発生し、冬は、北西の季節風が強く、空気が乾燥するが、生活はおおむね好適と言える。

鉄道は、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、JR東北本線（宇都宮線）・東武日光線の栗橋駅に近接している。

主要な道路は、国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向を通り、東側で国道4号に近接している。また、東北縦貫自動車道加須インターチェンジがあり、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジに近接している。

■本市の位置



出典：国土地理院 <https://maps.gsi.go.jp>

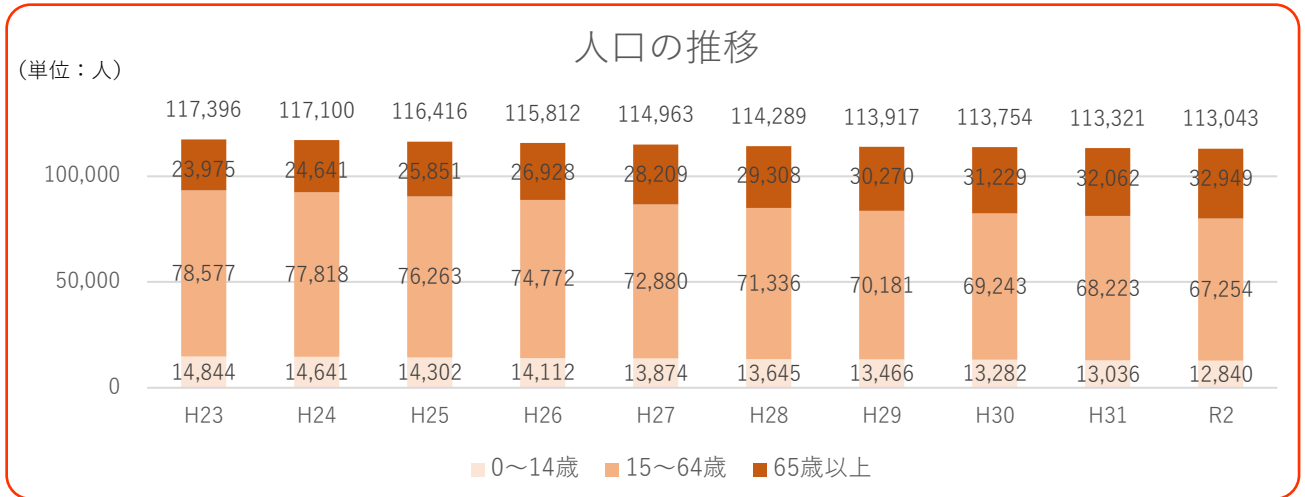
2 人口

本市の人口及び世帯数は、令和2年（1月1日現在）の人口が113,043人、世帯数が47,527世帯、1世帯当たりの人員が2.38人である。

人口は、合併以降減少傾向で推移しており、合併後10年間で約4,000人の減少となっている。

年齢3区分別人口の構成比は、平成23年に14歳以下の年少人口が12.6%、65歳以上の高齢者人口が20.4%でしたが、令和2年には14歳以下が11.4%、65歳以上が29.1%となり、少子化・長寿化が急速に進展している。

■ 人口の推移

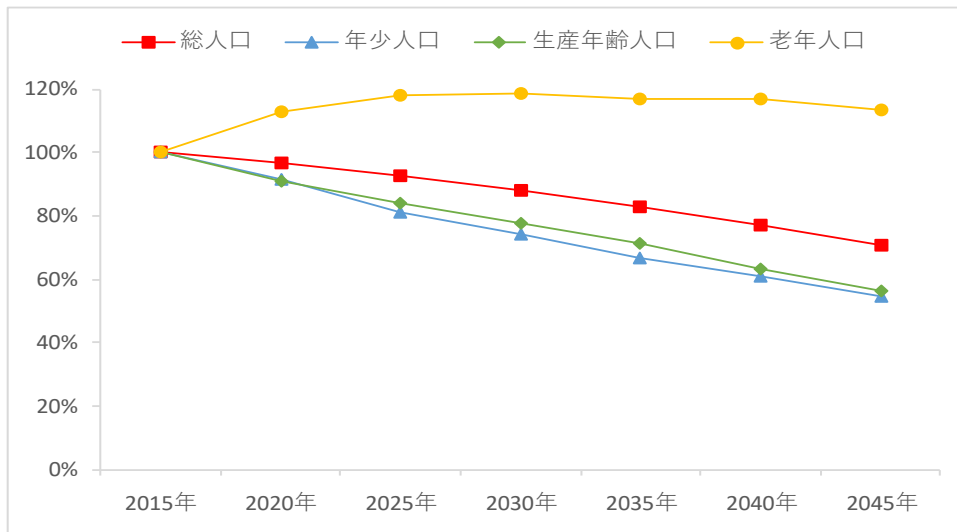


<出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）>

また、国立社会保障・人口問題研究所によると加須市の将来人口は2045年（令和27年）には、前述の本市の人口113,043人より約33,400人少ない79,642人となることが推測されている。

年少人口及び生産年齢人口は減少傾向ですが、老年人口においては2030年までは増加傾向にあり、本市の財政や地域社会の維持に影響を与えられと考えられる。

■ 3年齢3区分別人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に基づき作成

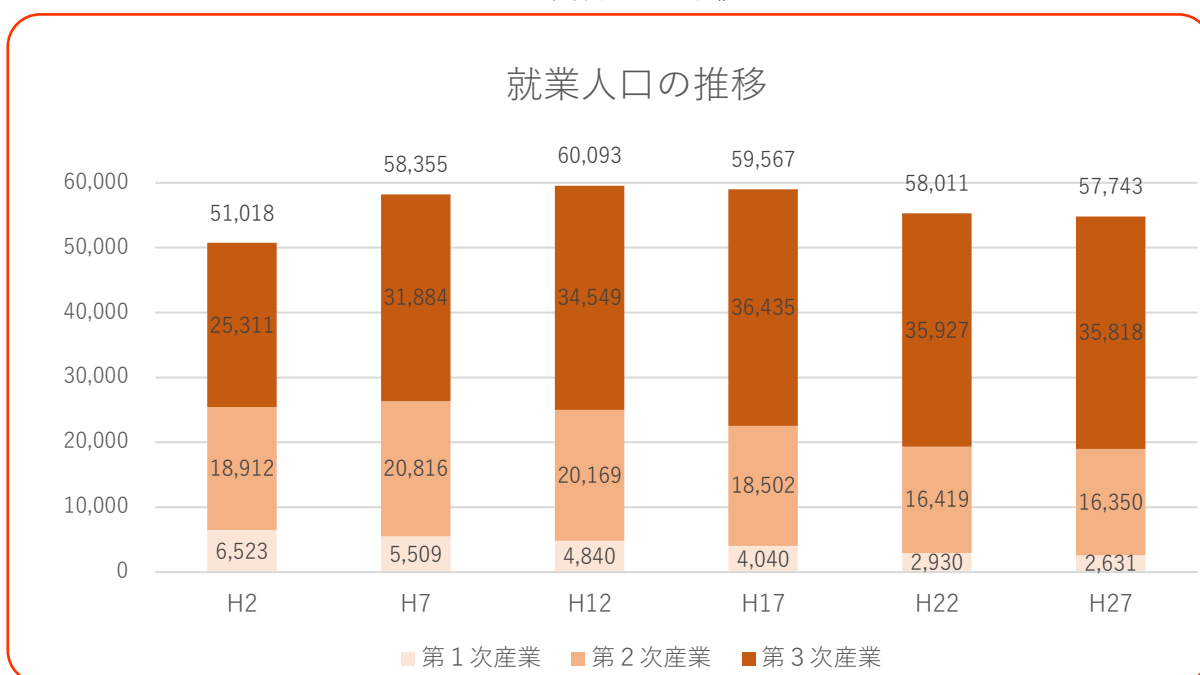
3 経済の状況

本市の就業人口（国勢調査）は、平成2年以降増加傾向にありましたが、平成12年の60,093人をピークに減少し、平成27年は57,743人となっている。

就業者の内訳では、第1次産業（農業など）は、平成2年には6,523人でしたが平成27年には2,631人にまで減少し、この間で約6割減少している。第2次産業（製造業など）では、平成7年には20,816人でしたが平成27年には16,350人にまで減少し、ピーク時と比較して約2割の減少となっています。第3次産業（商業など）では、平成17年の36,435人をピークに平成27年には35,818人と減少に転じている。

こうした就業人口の減少は、産業構造の変化とともに、少子化に伴う人口減少による生産年齢人口（15歳～65歳）の減少や長寿化の進展が大きく関わってきていると言える。

■ 就業人口の推移



<出典：国勢調査>（総数には分類不能を含みます。）

産業の特徴については、第1次産業では、農林水産省の「わがマチ・わがムラランキング」によると水稻作付面積4,650ha、水稻収穫量23,200tは、いずれも埼玉県内第1位（令和元年現在）となっている。

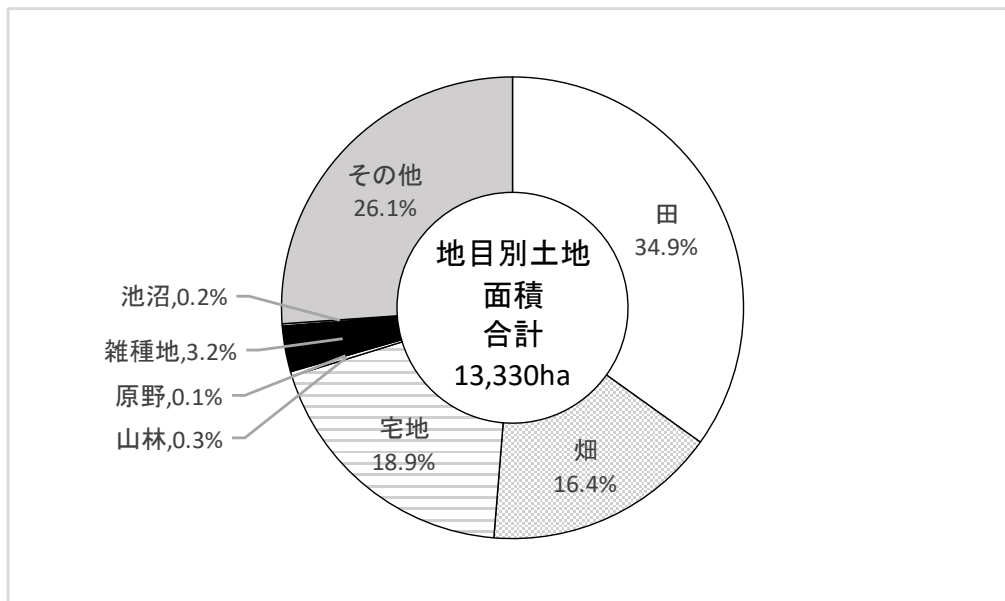
第2次産業では、交通の利便性が良いことから、市内には11箇所の工業団地のほか、令和2年6月1日時点で、単独開発等合わせて269社が立地している。特に大規模な製造業の工場である特定工場は、令和4年3月31日時点で、埼玉県内で最多の88社が立地している。

第3次産業では、市内総生産額を産業別で見ると、第3次産業の割合が約54%で最も多くなっている。次いで第2次産業が約43%で第2次・第3次産業で市内総生産額のほとんどを占めている。

4 土地利用

本市の土地利用は令和2年1月1日現在で、田が34.9%、畑が16.4%であり、田畑を合わせると51.3%となる。田・畑については本市の自然環境において大きな割合を占めている。

■ 地目別土地面積



■ 地目別土地面積 (単位: ha)

田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他	合計
4,651	2,186	2,524	41	8	420	20	3,480	13,330

資料：税務課「固定資産概要調書」

5 地勢概況

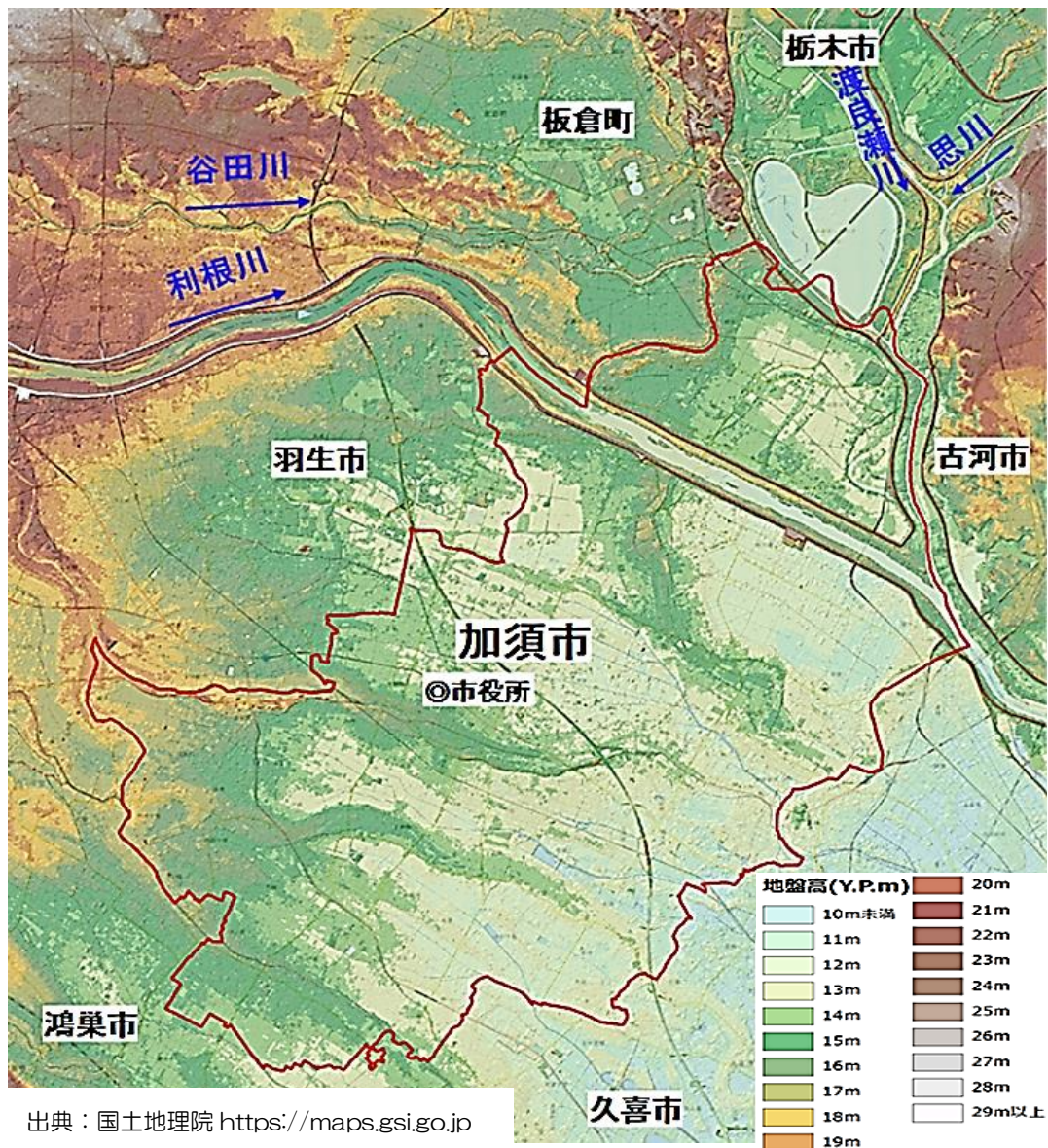
本市は、埼玉県北東部を中心とする巨大な盆地状の構造(関東構造盆地)の中心部に位置し、本市の大部分は加須低地であり、一部は中川低地となっている。加須低地は、数百万年前から河川沈降が続き、地下に開析谷を伴う埋没ローム台地の存在が特徴的です。表層は、河川のはん濫による土砂が堆積した自然堤防や河畔砂丘等の微高地、それに伴う後背湿地からなる平坦な地形となっている。

関東平野中心部の基盤岩は、深度 3km 以上と著しく深く、関東造盆地運動により長周期地震動の影響を受け易いほか、埋没台地の谷や旧河道、後背湿地では沖積層が厚く発達していることから、地震動の増幅により揺れ易い条件にある。また、低地部は河成堆積物の砂質土層が厚く堆積し、地下水位も高いため、主に埋立地や高さの低い自然堤防で地盤の液状化が懸念される。

地形としては、海拔(平成30年度水準測量成果表)は最高 15.672m、最低 9.666m、高低差 6m ほどの平坦地ですが、埋没台地や自然堤防等に起因する微高地、河畔砂丘、後背湿地、あるいは古流跡など複雑な微地形が存在し、外水・内水による水害の危険を常にはらんでいる。

また、特に、本市の北川辺地域は、利根川と渡良瀬川に挟まれる、いわゆる「輪中」という地理的条件にあり、この両河川の堤防が決壊すれば5m以上の浸水が予想される。

■ 標高図



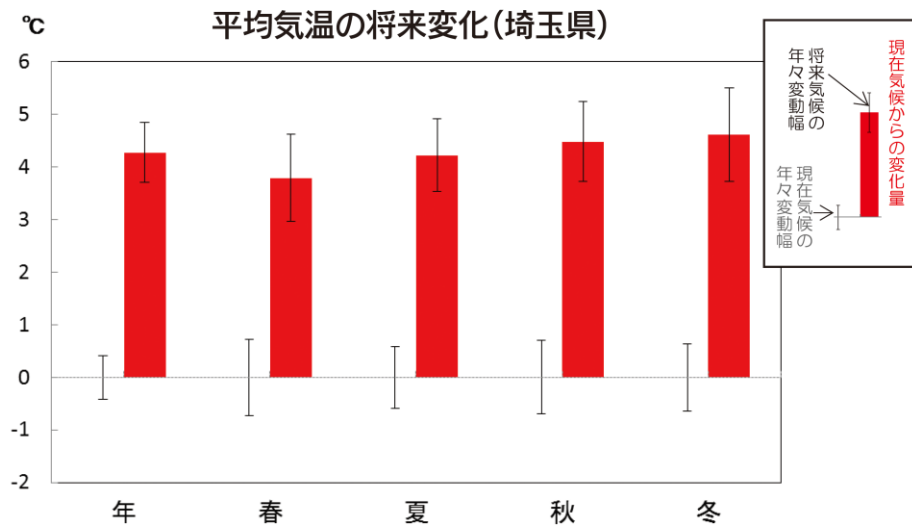
6 気候

本市は、太平洋側気候に属する内陸性の気候で、平成30年の年間平均気温は約16℃、年間平均降水量は約1,000mmである。冬は、北西の季節風が強く空気が乾燥し、夏は、日中かなりの高温になり、雷雨が発生する一方、全国でも晴天の日が非常に多いことも特徴である。

(1) 平均気温

埼玉県では、最も気候変動が進んだ場合（気候予測シナリオ（RCP8.5シナリオ））、21世紀末（2076年～2095年）には20世紀末（1980年～1999年）よりも年平均気温が約4℃高くなると予測されている。

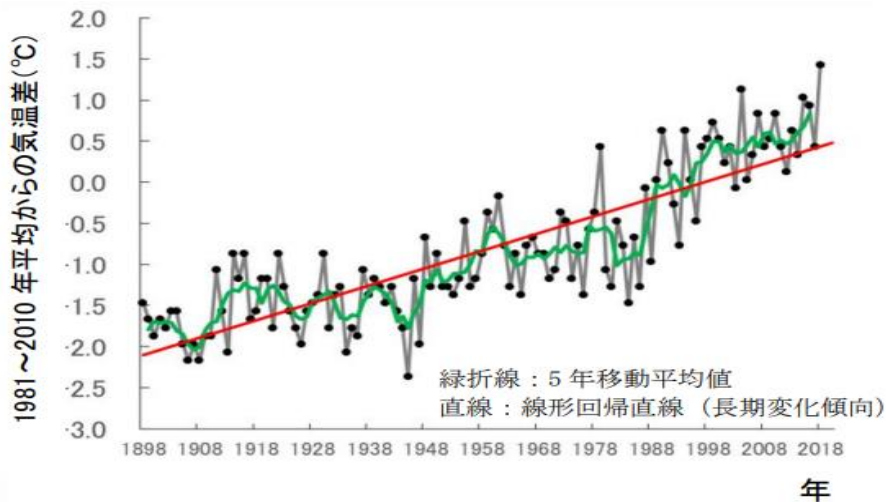
■ 埼玉県の平均気温の将来変化



(出典) 埼玉県21世紀末の気候（熊谷地方気象台）

熊谷地方気象台のデータによると、1898年から2018年までの気温上昇は100年に換算し2.12℃となり日本の平均気温の上昇率1.21℃/100年より高くなっている。

■ 県内の平均気温の推移（熊谷地方気象台）

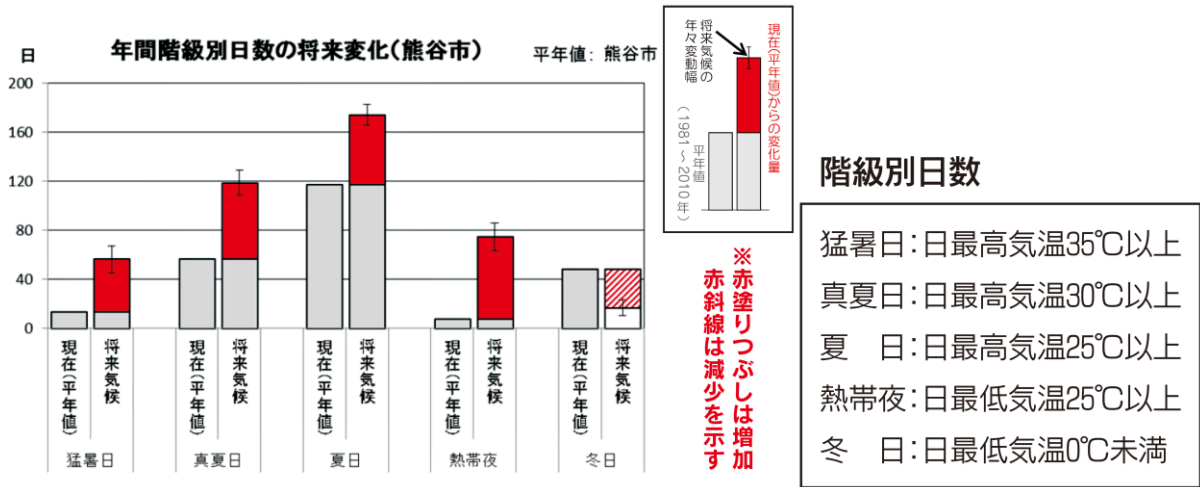


資料：「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」（令和2年3月、埼玉県）

(2) 真夏日・猛暑日

地方気象台のある熊谷市では、猛暑日が100年間で年間約40日増加すると予測されている。また、真夏日も約70日増加すると予測されている。

■ 年間階級別日数の将来変化（熊谷地方気象台）

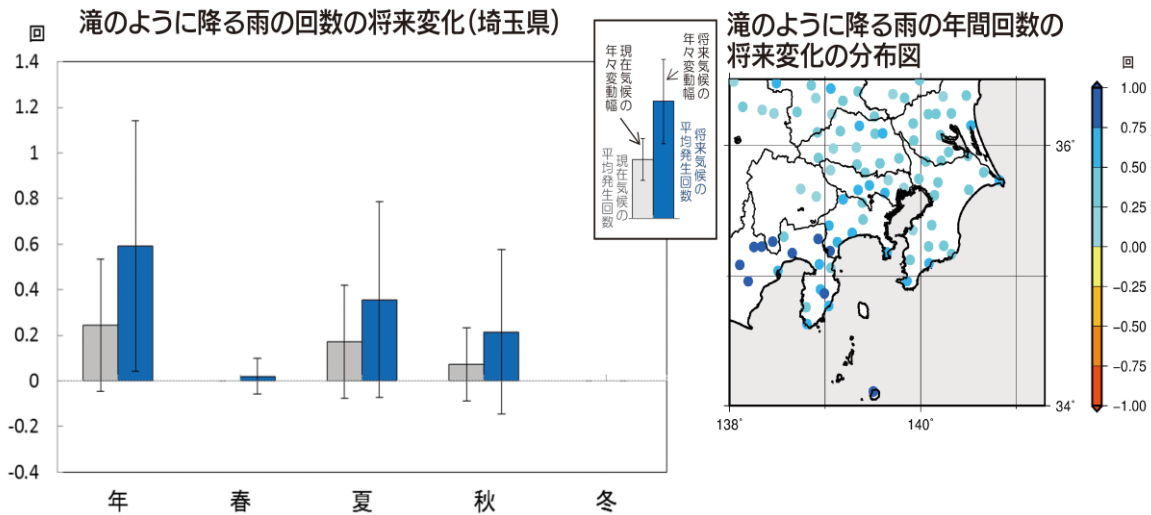


(出典) 埼玉県21世紀末の気候（熊谷地方気象台）

(3) 年降水量

埼玉県では滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上）の発生が100年で約2倍以上になることが予測されている。

■ 滝のように降る雨の回数の将来変化（埼玉県）



(出典) 埼玉県21世紀末の気候（熊谷地方気象台）

第2 本市において予想される災害

本市に発生する災害又は発生が懸念され、多数の生命、身体、財産に危険が伴う災害は、概ね次に掲げるとおりである。

予想される災害	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震災害 (建物倒壊、液状化、火災、等) ・ 火山噴火降灰災害 	<p style="text-align: center;">震災対策編</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風、集中豪雨災害 (河川のはん濫、溢水等) 	<p style="text-align: center;">風水害対策編</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模火災 ・ 危険物等災害 ・ 放射性物質事故等災害 ・ 鉄道事故 ・ 航空機事故 ・ 大規模道路事故 ・ 電力施設災害 ・ 農作物等災害 ・ 雪害 ・ 竜巻・突風等災害 ・ 降ひょう災害 	<p style="text-align: center;">大規模事故等対策編</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の新感染症 	<p style="text-align: center;">新型インフルエンザ等対策編</p>